

就任

全国町村監査委員協議会 会長に就任されました

全国町村監査委員協議会定期総会において、全国 871 の町村・一部事務組合・広域連合の代表として、米口稔代表監査委員が同協議会会長に選出されました。任期は、平成 31 年 1 月 24 日から 2 年間です。



米口 稔 氏

税金

自動車税・軽自動車税の 住所変更等は 3 月中に

【自動車税】

4 月 1 日現在の登録に基づいて課税されます。引っ越しで住所が変わった時、自動車を売買した時や使用しなくなった時は手続きが必要です。納税通知書を確実にお届けするために、**3 月中**に手続きをしてください。自動車税の住所変更は札幌道税事務所に連絡するか、道税ホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>) からでも手続きが可能です。

▼**手続き・問合せ** 札幌道税事務所 (☎ 011 - 746 - 1197)

【軽自動車税】

定置場がある市町村から 4 月 1 日現在の所有者に課税されます。廃車・住所変更・譲渡等の手続きは、**3 月中**に行ってください。所有者が亡くなった場合も手続きが必要です。軽自動車税は月割課税ではありませんので、手続きを忘れると 1 年分の税金を納めるこ

とになりますので、注意願います。

▼手続き等を行う機関

<ul style="list-style-type: none"> ・125cc 以下の原動機付自転車 ・小型特殊自動車（トラクター、ホイルローダー等） ・ミニカー（三輪以上 20cc 超） <p>▼申告先 役場税務課税務係 (☎ 23 - 2332)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・125cc 超 250cc 以下のバイク ・軽四輪自動車 <p>▼申告先 札幌地区軽自動車協会 (☎ 011 - 768 - 3955)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・250cc 超のバイク <p>▼申告先 北海道運輸局札幌運輸支局 (☎ 050 - 5540 - 2001)</p>

※閉庁日は各申告先にご確認ください。

▼**詳細** 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

個人番号

マイナンバーカード・通知 カードは住所変更が必要です

マイナンバー（個人番号）は引っ越ししても変わりませんが、引っ越しの際は、「マイナンバーカード」や「通知カード」に新住所の追記が必要です。転入届を提出する際に、転入先の市区町村窓口で「マイナンバーカード」や「通知カード」の住所変更手続きを行ってください。手続きの際には、運転免許証等の本人を確認する書類が必要です。転入届を提出しても、マイナンバーカードの住所変更手続きを行うことなく 90 日を経過すると、そのマイナンバーカードは失効となります。

▼**問合せ** 住民課戸籍年金係
(☎ 23 - 2463)

議会

当別町議会 3 月定例会関係日程のお知らせ 変更もありますので最新版はホームページでご確認ください

■**問合せ** 議会事務局総務係 (☎ 23 - 3247)

議会開催中は、ライブ中継をインターネットにより配信しています。詳しくは、当別町議会ホームページをご覧ください。

日にち	時間	場所	会議名	内容等
3 月 5 日 (火)	13:00	議場	第 1 回定例会	町政・教育行政執行方針等
3 月 6 日 (水)	13:00	議場	総務文教常任委員会	所管事務調査等
3 月 7 日 (木)	13:00	議場	産業厚生常任委員会	所管事務調査等
3 月 8 日 (金)	10:00	議場	第 1 回定例会	執行方針代表質問・議案審議等
3 月 11 日 (月)	13:00	議場	総務文教常任委員会	所管事務調査等
3 月 12 日 (火)	13:00	議場	産業厚生常任委員会	所管事務調査等
3 月 13 日 (水)	13:00	議場	第 1 回定例会	一般質問
3 月 14 日 (木)	10:00	議場		
3 月 15 日 (金)	10:00	議場	予算審査特別委員会	各会計予算審査・起草委員会設置
3 月 18 日 (月)	10:00	議場		
3 月 19 日 (火)	10:00	議場		
3 月 20 日 (水)	10:00	議場	予算審査特別委員会	起草委員会報告
	(予特終了後)		第 1 回定例会	予算審査特別委員会報告・議案審議等

後期高齢者
医療制度

高額介護合算療養費のお知らせ

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、**役場の担当窓口への申請手続きが必要**です。

- ・ 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・ 支給額が500円以下の場合には支給されません。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

【自己負担限度額表】

計算期間：平成29年8月1日～平成30年7月31日

負担割合	区分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一般		56万円
	住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

※該当と思われる方には、**3月中旬以降**に申請案内を送付しますので、忘れずに提出してください。

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【国民年金保険料は前納がお得です！】

平成31年度の国民年金保険料は月額16,410円です。保険料の納付は「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」がお得です。また現金納付よりも口座振替の方が、割引額が多くお得です。口座振替での前納の申込みは、毎年2月末で終了していますが、6カ月前納(10～翌年3月分)は8月末まで手続きが可能です。

納付方法	割引額			
	1カ月(早割)	6カ月前納	1年前納	2年前納
現金納付	—	800円	3,500円	14,520円
口座振替	毎月50円 (年間600円)	1,120円	4,130円	15,760円

【国民年金保険料学生納付特例の申請について】

平成30年度に保険料納付を猶予されている学生の方で、平成31年度も引き続き在学予定の方には、3月末にハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくと、平成31年度の申請ができます。この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、年金事務所までお問い合わせください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・ 日時 3月19日(火) 10時～15時
- ・ 場所 商工会館(錦町) ・ 主催 札幌北年金事務所
(相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133)

相談は予約制。
代理人が相談する
場合は委任状等が
必要です。

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

【国民健康保険の加入・脱退手続きは、お済みですか】

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない方はすべての人が加入する制度です(これを“国民皆保険”といいます)。

職場を退職し健康保険などを喪失したときは、喪失後14日以内に社会保険等資格喪失証明書を持参し、役場の国保窓口で『加入手続き』を行ってください。また、会社などに就業し、国民健康保険以外の保険に加入した場合には、『脱退の手続き』が必要です。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではありません。ご自身での手続きが必要です。詳細は国保窓口までお問い合わせください。

【Q&A 進学で転出する場合の国民健康保険は?】

Q) 大学(高校)に進学するために当別町から転出する場合、健康保険は転出先住所地の国民健康保険に加入しなければならないのでしょうか?

A) 在学している間は、当別町から住所を移しても引き続き当別町国保に加入することができます。役場窓口で手続きが必要となりますので、「身分証明書、在学が確認できる書類(在学証明書、学生証の写しなど)、印鑑、世帯主と転出する方のマイナンバーがわかるもの」を持参してください。



▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

平成 30 年 救急・火災の状況

■問合せ 当別消防署 (☎ 23 - 2537)

■ 救急の出動状況 (救急課救急係)

平成 30 年の救急出動の件数は、925 件 (前年比 66 件増) となりました。急病が 7 割を占め、一般負傷、交通事故の順に多く、搬送人員は 814 人 (前年比 50 人増) となり、町民の約 19 人に 1 人が搬送されたこととなります。

◆ 救急出動件数・搬送人員

H 26	825 件・731 人
H 27	801 件・727 人
H 28	877 件・795 人
H 29	859 件・764 人
H 30	925 件・814 人



■ 火災の状況 (予防課予防係)

平成 30 年中の火災は 7 件で、前年比 1 件の減少となり、死傷者は幸いにもありませんでした。

火災の原因は、「たばこ」・「^か枯れ草の火入れ」等でした。改めて火気の取り扱いには十分な注意をお願いします。また、**ごみ焼きは禁止**されていますので、行わないよう併せてお願いします。

一般的に、住宅火災で発生した死傷者の多くは逃げ遅れによるものです。火災を早期に知らせてくれる住宅用火災警報器の点検および設置をお願いします。火災はちょっとした不注意や油断から簡単に発生し、皆さんの大切な生命・財産を奪います。皆さん一人ひとりが防火の心を忘れずに、「火災のない町、当別町！」を目指しましょう！

◆ 火災発生状況 (種別・件数)

1 月	建物 1 件
3 月	建物 1 件
5 月	建物 1 件、林野 1 件
8 月	車両 1 件
11 月	建物 1 件
12 月	建物 1 件
合計	7 件 (建物 5 件、車両 1 件、林野 1 件)

※火災はその焼損した対象により、建物・車両・林野・その他などの種別に分類されます。



本当に救急車を必要としている人のために ～救急車の適正利用にご協力を～

◆ おおよその判断基準

- ・ 突然うまく話せなくなる
- ・ 突然の激しい頭痛
- ・ 急な息切れ、呼吸困難
- ・ 胸が締め付けられる
- ・ 意識、呼吸がない
- ・ 事故による強度の衝撃
- ・ いつもと様子が違う、おかしい

- ・ 歯が痛い
- ・ 薬がほしい
- ・ 夜間で町内の病院が診療時間外
- ・ 足がつった
- ・ 二日酔い、飲みすぎで具合が悪い
- ・ 救急車で行くときすぐ診てもらえる
- ・ ころんで擦り傷ができた

◆ こんな時どうすれば？

- 救急車を呼ぶべきか判断できない場合 救急安心センターさっぽろ (24 時間 365 日対応)
- 救急当番病院を知りたい場合 北海道救急医療・広域災害情報システム (24 時間)
- 夜間子どもの病気で不安な場合 小児救急電話相談 (毎日 19 時から翌朝 8 時)

※連絡先等は、健康ひろばのページに毎月掲載しています。(今月は本誌 p.27)